

[事案 26-142] 解約取消・高度障害保険金等支払請求

・平成 27 年 3 月 25 日 裁定打切り

<事案の概要>

解約時、亡夫が正確な判断ができない状態だったこと等を理由に、年金保険の解約を無効にして死亡一時金を支払うこと等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

1. 亡夫が平成 22 年 9 月に解約した年金保険について、以下の理由により、解約を無効として、死亡一時金を支払ってほしい。
 - (1)解約時、亡夫は高度障害状態であり、正確な判断ができない状態であった。
 - (2)保険会社の主張する示談については、示談書作成の代理人である弁護士が勝手に書類を作成したものであり、無効である。
2. 亡夫が平成 15 年 8 月に契約した一時払養老保険について、既に支払済みの解約返戻金額を差し引いたうえで高度障害保険金が支払われているが、上記 1. (2)の理由により、解約返戻金額を差し引くことなく、高度障害保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約が消滅しており、申立人と当社との間に債権債務関係は存在しない。
- (2)平成 26 年 1 月に、当社と申立人との間で、不服申立てを今後一切行わないことを誓約するとの示談が成立している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

1. まず、当事者間で作成された示談書の効力について判断せざるを得ないが、示談書を作成した代理人弁護士の証人尋問をすることが不可欠であるが、裁判外紛争解決機関である当審査会において、同弁護士の証人尋問を行うことはできない。
2. 申立人は、「示談書という存在をいったん外したうえで裁定をしてほしい」と希望するが、保険会社が示談書を根拠に裁定手続の終了を求めている以上、示談書が存在しないものとして、本件の裁定を行うことはできない。